

◎平成二十三年東北地方太平洋沖地震

に伴う地方公共団体の議会の議員及

び長の選挙期日等の臨時特例に關す

る法律の一部を改正する法律

(平成二十三年五月二十七日法律第五五号)

一、提案理由

(平成二十三年五月一三日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員会)

○片山国務大臣 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体について、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずるものであります。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名等に用いております「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めることとしております。

第二に、統一地方選対象外の団体につきましても選挙期日の延期の対象とすることとし、延期後の選挙期日は、現行法の施行の日から二カ月を超え六カ月を超えない範囲内において政令で定める日としております。なお、対象団体の指定及び選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は県選挙管理委員会の見解を、県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の意見をそれぞれ聞き、その意見を尊重するものとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員長報告(平成二十三年五月一七日)

○松崎公昭君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職選挙法の規定による選挙の期日を延期する等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

統一地方選挙対象外の地方公共団体についても、東日本大震災の影響のため選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員または長の選挙の期日は、現行法の施行日から起算して二月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日とするものであります。

あわせて、任期を延長する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十二日に本委員会に付託され、翌十三日に、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年五月二三日）

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、公職

選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の今回の措置は、平成二十三年六月十一日以降の任期満了団体等について、統一地方選挙対象団体と同一の範囲（平成二十三年九月二十二日まで）で選挙の期日を延期することを可能とするための緊急措置である。

これらの選挙期日の延期は被災地の実状を考慮したやむを得ない臨時特例措置であり、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう政府は十分な支援を行うこと。

本委員会は、災害の復旧・復興の状況を考慮しつつ、この期日までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずることとする。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告（平成二十三年五月二〇日）

○田中直紀君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方選挙延期と国政選挙実施の関係、被災地における選挙実施が困難な理由、被災地における早期の選挙執行に向けた支援策、選挙期日の決定に係る該当自治体の意見の聴取方法、早期の選挙執行のための被災自治体の住民基本台帳の整備状況等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年五月一八日)

一、選挙期日等の延期は、被災地の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は十分な支援を行うこと。

二、被災地域の復旧・復興の状況を考慮しつつ、選挙期日等の延期の期限までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

右決議する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律